

7月は「社会を明るくする運動」 「犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ」 強調月間です

強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

行動目標

- ① 「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」
- ② 「犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう」
- ③ 「これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう」

重点事項

- ・「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」
- ・「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」



街頭キャンペーンの様子

街頭キャンペーンを行います

「社会を明るくする運動」の期間中に、「青少年非行防止運動」と合わせて街頭キャンペーンを行います。

日程・場所

○7月18日(金) 市役所・本庄駅・ベルク本庄店・アピタ本庄店
○7月20日(日) こだま夏まつり会場

*お問い合わせは左記へ

★社会福祉課 ☎1142、
市民福祉課 ☎1333

更生保護についての講演会を開催

さいたま保護観察所の笹井啓二所長を講師に迎え、更生保護についての講演会を行います。

日時 7月13日(日) 午後1時30分

会場 セルデイ

講師 笹井 啓二氏(さいたま保護観察所長)

演題 「少年非行と更生保護」

費用 無料

★社会福祉課 ☎1142、
市民福祉課 ☎1333

青少年の非行防止と更生保護にあなたの愛の手と あたたかい心を!

更生保護女性会では、青少年の非行防止と更生保護活動推進のため7月中、愛の募金運動を行っています。みなさんのご協力をお願いします。

- ・本庄市更生保護女性会
- ・本庄市児玉町更生保護女性会

★社会福祉課 ☎1142、
市民福祉課 ☎1333

「地域ぐるみで非行を防止しよう」 7月は青少年の非行・被害防止 特別強調月間です!

特別強調月間です!

次代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いですが、今日の青少年を取り巻く環境は、インターネット上の違法・有害情報のまん延をはじめ、憂慮すべき状況にあります。

特に学校が夏休みになる7月から8月は、子どもたちが非行に陥りやすい時期です。そこで県では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定め、市町村をはじめ関係団体・家庭・学校・地域住民が連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開します。

この運動は、県民一人ひとりが青少年の非行根絶を願う

気持ちや身近な行動に移し、社会全体の取り組みにつなげていこうとするものです。

【県民としての取組】

◎家庭の役割
家族の一員としての自覚の育成

◎学校の役割

子どもたちと地域の人々とのふれあいの場としての学校の創造

◎地域の役割

子育ての経験や知恵を生かした声かけ

◎社会全体の役割

子どもを健全に育てる環境づくり

★埼玉県北部地域振興センター
本庄事務所 ☎1110



7月は青少年の非行・被害防止
全国強調月間です。
内閣府・警察庁

平成26年度

児玉都市広域市町村圏組合職員採用試験を実施します

★児玉都市広域市町村圏組合 ☎@2241

試験区分 消防職員（一般） **採用予定人数** 13人程度

受験資格 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

※次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・日本国籍を有しない人
- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

試験日

- ・一次試験 9月21日(日)
教養試験（高卒程度）・消防適性検査・作文試験
- ・二次試験 10月下旬を予定（一次試験合格者が対象）
体力試験・集団討論面接試験
- ・三次試験 11月上旬を予定（二次試験合格者が対象）
個人面接試験
- ・身体検査 11月下旬を予定（成績上位者が対象）



申込 7月28日(月)から8月1日(金)までに、申込書に必要事項を自筆で正確に記入し、受験者本人が提出

※申込書は、児玉都市広域市町村圏組合総務課で配布（土・日・休日を除く）します。郵送による請求の場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（A4版が入る封筒に宛名を記入し、140円を貼付）を同封してください。

申込書の請求先

〒367-0204

児玉町蛭川915-1

児玉都市広域市町村圏組合総務課管理係

甲種防火管理者資格取得講習会(新規講習)を開催

学校、病院、工場、事業所、店舗その他多数の人が入りし、勤務し、又は居住する建物（収容される人の数が、不特定の人を収容する建物は30人以上、グループホームなどの社会福祉施設などは10人以上、その他の建物は50人以上）には、消防法で定める資格を有する防火管理者を置かなければなりません。

つきましては、この資格を取得するための講習会を次のとおり開催します。

日時 7月23日(水)・24日(木) 全2回 午前9時30分～午後4時50分

会場 早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター

定員 100人（先着順）

費用 4,000円（教材費）

申込 7月7日(月)～18日(金)の午前9時から午後4時30分までに申込書に必要事項を記入し、証明写真（縦2・5cm×横2・0cm）を添付のうえ、児玉都市広域消防本部予防課へ提出

※申込書は、児玉都市広域消防本部及び各消防署で配布します。また、児玉都市広域市町村圏組合ホームページ（<http://www.kodamakouiki.jp>）からもダウンロードできます。

★児玉都市広域消防本部予防課 ☎@4654

第28回

自衛消防隊屋内消火栓操法大会を開催

「自分の職場は自分で守る！」という防火安全体制の推進と自衛消防隊の技術向上を期待し、今年で第28回目の開催となります。

事業所による屋内消火栓操法競技会を実施することにより、消火技術の習熟及び初期消火態勢の体得と操作技術の習得を図ることを目的としています。

日時 10月6日(月) 午後1時～

会場 セルディ駐車場

費用 無料

申込 8月6日(木)までに、申込書に必要事項を記入し、児玉都市広域消防本部予防課へ提出

※申込書は、児玉都市広域消防本部及び各消防署で配布します。また、児玉都市広域市町村圏組合ホームページ（<http://www.kodamakouiki.jp>）からもダウンロードできます。

★児玉都市広域消防本部予防課 ☎@4654

